

子ども・子育て支援法に基づく基本指針()の一部改正について(概要)

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年内閣府告示159号)

改正の趣旨

第197回国会で成立した「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(平成30年法律第104号。以下「成育基本法」)において、都道府県は政令で定める計画を作成する際、成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものと定められた。

成育基本法施行令(政令)で、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画が、上記配慮を要する計画に指定される見込みのため、成育基本法施行令の施行を前提とし基本指針においてその旨を明記することとする。

基本指針改正案

その他所与の改正を行う

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

六 その他

6 成育医療等の提供の確保について

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成三十年法律第百四号)の趣旨を踏まえ、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関係する教育・福祉等に係るサービス等の提供が確保されるよう、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当たって適切な配慮をするよう努めることとする。

根拠法令：子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第60条第1項・第3項
成育基本法の施行日に合わせ、令和元年12月中旬頃を目途に公布・施行することとする。